

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

※ひとり親世帯分の給付金については、令和3年5月以降順次支給しています。申請方法・期限等の詳細については、令和3年5月10日発行「広報常陸大宮お知らせ版No.445」でご確認ください。

下記の支給要件を満たしている方が対象となります。申請が必要な給付金について、該当すると思われる方はこども課または各支所で申請手続きを行ってください。申請に必要な書類は市ホームページでダウンロードまたは窓口備え付けをご利用ください。個人へのお知らせは特に行いませんのでご注意ください。

提出された申請書の内容を審査し、後日結果を通知し、該当者へ給付金を支給します。

○支給額

対象児童1人につき一律50,000円

※対象児童が同一の場合、下記の表の養育要件を複数満たす場合であっても、対象児童1人につき1度までの支給となります(同一児童の重複支給は不可)。

○対象児童

基準日(令和3年3月31日)時点で、18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)

○支給対象者

以下の要件を全て満たす方

- (1)上記の対象児童を養育する父母等
- (2)下記の表の「養育要件」および「所得要件」を満たす方

養 育 要 件	
①児童手当受給者(非公務員)	令和3年4月分の児童手当の受給者
②特別児童扶養手当受給者	令和3年4月分の特別児童扶養手当の受給者
③児童手当受給者(公務員)	令和3年4月分の児童手当の受給者
④新規児童手当受給者	令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当に係る受給資格の認定を受けた者
⑤新規特別児童扶養手当受給者	令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の特別児童扶養手当に係る受給資格の認定を受けた者
⑥その他対象児童養育者	令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者または令和3年4月1日以降に新たに当該児童を養育するに至った者

所 得 要 件	
A 令和3年度分の住民税均等割が非課税である者	地方税法の規定による市町村民税が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者
B 令和3年1月以降の家計急変者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税である者と同様の事情があると認められる者として別途定める者

○申請および支給時期

		養育要件					
		①	②	③	④	⑤	⑥
所得要件	A	申請不要	申請不要	申請要	申請不要	申請要	申請要
	B	申請要	申請要	申請要	申請要	申請要	申請要

「申請不要」…申請は不要です。各手当(児童手当、特別児童扶養手当)の登録金融機関口座に、令和3年7月以降順次支給します。支給対象者には通知書を送付します。

「申請要」…申請が必要です。令和3年7月12日(月)から令和4年2月28日(月)までの間に必要書類を提出してください。申請内容を審査の上で対象となった方には、令和3年7月以降順次支給します。

※養育要件が重複する場合は、①～⑥のいずれか1つを選択して申請してください。

○提出書類(申請が必要な場合)

- ・申請書 ※公務員の方のみ所属庁の証明が必要になります。
- ・簡易な収入(または所得)見込額の申立書(家計急変者用)
- ・本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証等)
- ・世帯の状況、児童との関係性を確認できる書類の写し(戸籍謄本、住民票等)
- ・口座を確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカード等)

○その他

- ・ひとり親世帯分の給付金を既に受給した方は対象になりません。
- ・公務員の方については申請する際に勤務する職場の証明が必要になりますので、各職場にご確認ください。
- ・対象児童が同一の場合は、既に給付金が申請、支給されていれば、別な養育要件が該当しても申請、支給ができません。※対象児童が異なる場合は、支給対象者(父母等)が同一でも申請、支給は複数可能です。
- ・住民税の申告をされていない方は、課税状況等の確認ができないため、申告をしていただくようお願いいたします。
- ・給付金は期限までに申請いただき審査の上で対象となった方に支給となります(※申請いただいても該当とならない場合もありますのでご注意ください)。

問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線137

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

家族介護慰労金について

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の身体的、精神的および経済的負担を軽減することを目的として、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。

次の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は長寿福祉課または各支所で申請手続きを行ってください(個人へのお知らせは特に行いませんので、ご注意ください)。

提出された申請書の内容を審査し、11月下旬までに結果を通知し該当者へ慰労金を支給します。
 ※重度要介護高齢者…市内に住所を有し、基準日前6か月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている方、またはそれと同等の状態であると市長が認めた方で、市民税が非課税である方。
 ※介護者…市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方。

○基準日 令和3年6月30日(水)

○対象期間 令和2年7月1日(水)～令和3年6月30日(水)までの1年間

○受付期間 令和3年7月1日(木)～令和3年7月30日(金)

○慰労金の額 6万円または12万円 ※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

◆主な支給要件

- ①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと
- ②重度要介護高齢者が市民税非課税であること
- ③病院への入院や施設への入所(短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む)の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと
- ④要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること(令和2年12月31日現在で同等の認定を受けていること)
- ⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

申請・問 本庁 長寿福祉課高齢者支援G ☎52-1111 内線175

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111